

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、九州産業交通株式会社、株式会社九州産交ツーリスト、株式会社熊本交通センター発行の利用可能な期限表記の無い「旅行ギフト券」につきましては、令和7年（2025年）2月25日（火）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

未使用の上記会社発行の「旅行ギフト券」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し申出期間内にお申し出いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

1、ご利用終了および払戻しを行う前払式支払手段の種類

- 九州産業交通株式会社 発行 旅行ギフト券（1,000円券、5,000円券、10,000円券）
 - 株式会社九州産交ツーリスト 発行 旅行ギフト券（1,000円券、5,000円券、10,000円券）
 - 株式会社熊本交通センター 発行 旅行ギフト券（1,000円券、5,000円券、10,000円券）
- （表面見本）



2、ご利用終了日

令和7年（2025年）2月25日（火）まで（これ以前までは、通常通りご利用下さい）

3、払戻しの申出期間

令和7年（2025年）2月26日（水）～ 令和7年（2025年）5月27日（火）

受付時間は、午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除く）

※当該期間内に払戻しの申出がない場合、この払戻し手続きから除斥されます。

4、申出および払戻しの方法

九州産交ツーリズム株式会社 旅行事業部 業務課 へ一度お電話のうえ未使用の「旅行ギフト券」を持参してください。確認のうえ、その場で券面額面合計の現金と交換いたします。

※持参できない場合

- ・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を九州産交ツーリズム株式会社 旅行事業部 業務課までお電話またはメールにてご連絡ください。
- ・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「旅行ギフト券払戻し申請書」を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒に未使用の「旅行ギフト券」を同封のうえ、返信してください。返信された払戻し申請書記載内容と未使用の「旅行ギフト券」を確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みします（返信用切手代、振込手数料は弊社にて負担いたします）。

なお、郵送での申出の場合は、払戻しの申出期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

5、お問い合わせ先および払戻し担当部署

九州産交ツーリズム株式会社 旅行事業部 業務課

〒860-0806 熊本県熊本市中央区花畑町4番3号 太陽生命熊本ビル9階

【電話】096-325-8239

【メールアドレス】j-ryoko@kyusanko.co.jp

ホームページ <https://www.kyusanko.co.jp/tourism/>